

## 役員候補者選出規程

### 第1章 役員候補者の選出

#### （目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下「NPO・LSA」という。）の総会に付議する役員候補者の選出に必要な事項を定めることを目的とする。

#### （役員候補者の要件）

第2条 役員候補者は以下の要件を満たし立候補する者、及び第6条に定める理事会の推薦を受けた者とする。

- ・ NPO・LSA、旧 L S 研及び C S 研で、活動した者。
- ・ NPO・LSA の活動に対して発展的な意見を持ち、積極的に活動している者。
- ・ 個人正会員でない者は、総会で承認され役員に就任した時に、個人会員になることを承諾する者。
- ・ 立候補者の届け出前までに、会費を納めている正会員。

#### （立候補）

第3条 役員候補者の要件を満たし、立候補しようとする者は、指定の様式にて立候補の届を指定された期間内に運営委員会に提出する。

#### （役員候補者受付期間）

第4条 役員候補者の立候補受付期間は、理事会で決定する。

#### （選挙を必要とする状況）

第5条 立候補者が下記定数を超える場合は選挙を行い、下記定数になるように役員候補者を選出する。選挙の方法は第7条以降に定める。

- (1) 理事候補者 10名
- (2) 監事候補者 3名

#### （理事会の推薦）

第6条 第5条で選出された役員候補者のほかに、理事会は理事候補者が総数12名程度、監事候補が総数3名程度を超えない範囲で役員候補者を推薦することができる。

### 第2章 選挙の方法

#### （選挙の契機）

第7条 役員候補の立候補者が、第5条に定める定数を超える場合、運営委員会は、選挙が必要となったことを理事会に通知し、理事会は選挙管理委員会を速やかに立ち上げ、正会員に役員候補者選挙を告示する。

(選挙権)

第8条 選挙権は正会員全てに与えられ、個人会員、団体会員ともに1票とする。

(選挙の方法)

第9条 選挙は以下の手順により実施する。

- (1) 選挙管理委員会は、立候補者を明記した投票用紙を作成する。投票用紙は、印記入欄、立候補者氏名欄、所信欄からなり、立候補者氏名欄の順番は50音順とする。
- (2) 選挙管理委員会は、投票用紙を正会員に発信する。
- (3) 投票者は、立候補者の中から、選びたい役員候補者を理事10名以内、監事3名以内で○印記入により投票し、選挙管理委員会に指定された期日までに返信する。

(選挙による役員候補者の選出)

第10条 票を多く獲得した立候補者から順に、第5条に定める理事及び監事の定数までを役員候補者とする。

(選挙管理委員会)

第11条 選挙管理委員会は運営委員会及び事務局が担当する。立候補及び選出に関し、この要領に記述がない事項などは理事会にて協議する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会が起案し理事会の議決による。

付則 この規程は、平成23年4月1日以降の役員改選時から施行する。

改定履歴

平成24年11月20日改定

平成26年12月11日改定

平成29年9月13日改訂

2021年9月16日改定